

短期入所施設南陽の風 料金表

平成30年7月1日現在

要介護区分	基本単位	看護体制 加算Ⅰ	夜間職員 配置加算Ⅱ	機能訓練指 導体制加算	サービス提供 体制加算Ⅱ	介護職員処遇 改善加算Ⅰ	単位数計	利用者負担額 (1日あたり・円)		段階	食費 (1日あたり) (円)	居住費 (1日あたり) (円)	負担額 (1日あたり・円)		原爆手帳有 (1日あたり) (円)
								1割負担	2割負担				1割負担	2割負担	
要支援1	543	/	/	12	6	47	608	619	1,237	第1段階	300	820	1,739	2,357	1,120
										第2段階	390	820	1,829	2,447	1,210
										第3段階	650	1,310	2,579	3,197	1,960
										第4段階	1,380	1,970	3,969	4,587	3,350
要支援2	660	/	/	12	6	56	734	747	1,493	第1段階	300	820	1,867	2,613	1,120
										第2段階	390	820	1,957	2,703	1,210
										第3段階	650	1,310	2,707	3,453	1,960
										第4段階	1,380	1,970	4,097	4,843	3,350
要介護1	723	4	18	12	6	63	826	840	1,680	第1段階	300	820	1,960	2,800	1,120
										第2段階	390	820	2,050	2,890	1,210
										第3段階	650	1,310	2,800	3,640	1,960
										第4段階	1,380	1,970	4,190	5,030	3,350
要介護2	790	4	18	12	6	69	899	915	1,829	第1段階	300	820	2,035	2,949	1,120
										第2段階	390	820	2,125	3,039	1,210
										第3段階	650	1,310	2,875	3,789	1,960
										第4段階	1,380	1,970	4,265	5,179	3,350
要介護3	863	4	18	12	6	75	978	995	1,990	第1段階	300	820	2,115	3,110	1,120
										第2段階	390	820	2,205	3,200	1,210
										第3段階	650	1,310	2,955	3,950	1,960
										第4段階	1,380	1,970	4,345	5,340	3,350
要介護4	930	4	18	12	6	81	1,051	1,069	2,138	第1段階	300	820	2,189	3,258	1,120
										第2段階	390	820	2,279	3,348	1,210
										第3段階	650	1,310	3,029	4,098	1,960
										第4段階	1,380	1,970	4,419	5,488	3,350
要介護5	997	4	18	12	6	86	1,123	1,142	2,284	第1段階	300	820	2,262	3,404	1,120
										第2段階	390	820	2,352	3,494	1,210
										第3段階	650	1,310	3,102	4,244	1,960
										第4段階	1,380	1,970	4,492	5,634	3,350

その他、介護保険外の費用については実費相当額を負担して頂く場合があります。

食費(朝食330円・昼食500円・夕食550円)及び居住費(1,970円)

希望者のみ ①洗濯1回につき100円(但し、靴下・下着・タオルは無料) ②クリーニング代実費

③散髪料1,500円

④病院受診の為の送迎料が別途かかります。

⑤テレビ使用料1月210円

⑥ウエットティッシュおしりふき1パック100円

原爆被爆者手帳をお持ちの方も、食費・居住費の負担があります。

各ご利用者様の負担金は、職員の勤務体制及び利用者さまの希望状況により加算が生じ変動する事があります。

※食費及び居住費の負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

第1段階……………市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給の方か、生活保護受給の方

第2段階……………市民税非課税世帯であって、「(課税年金収入額+合計所得金額) ≤ 80万円/年」を満たす方

第3段階……………市民税非課税世帯であって、利用者負担第2段階以外の方

第4段階……………市民税課税世帯の方